

# 「さけ・ます2号承認」に係る提出書類変更のお知らせ

平成23年6月1日  
経済産業省農水産室

平成23年6月1日付け輸入注意事項23第3号により、「さけ・ます2号承認」(中国を原産地又は船積地域とするさけ及びます並びにこれらの調製品を輸入しようとする場合の2号承認)に係る水産庁への提出書類の一部(2号承認申請前の確認書(別紙様式1))の様式が変更となりました。

この結果、これまで経済産業省に提出していただいていた使用原料確認票(別紙様式2)の提出が不要となることから、本日以降、申請に係る当省(農水産室)への提出書類は、以下のとおりとします。

ただし、従来同様、必要に応じ追加の書類提出を求める場合があります。

## <提出書類>

- ・ 輸入承認申請書
- ・ 輸入承認申請理由書
- ・ 2号承認申請前の確認書(別紙様式1)(水産庁発行) \*
- ・ 当該貨物の輸入に係る契約書又はこれに類する書類
- ・ 当該貨物の数量、金額及び船積み地域が確認できる書類  
(インボイス、船荷証券等)
- ・ 委任状(代理申請の場合)

\* 2号承認申請前の確認書(別紙様式1)が変更前の様式による場合は、これまでどおり使用原料確認票(別紙様式2)も提出してください。

連絡先：経済産業省農水産室農林畜産班

TEL 03-3501-0532